

「第４次西尾市障害者計画・第７期西尾市障害福祉計画・第３期西尾市障害児福祉計画（案）」に対するパブリックコメント結果

- １．意見募集期間 令和６年１月１１日（木）から令和６年２月９日（金）まで
- ２．閲覧場所 市ホームページ、市役所（福祉課、行政情報コーナー）、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター、西尾市文化交流センター北館（旧幡豆公民館）、総合福祉センター、西尾市保健センター、吉良保健センター
- ３．意見の提出方法 直接持参、郵送、ＦＡＸ、電子メールにて提出
- ４．意見の提出者 ２名
- ５．意見の反映 有り

No.	意 見	意見に対する市の考え方
１	７９ページ「地域生活支援事業の見込量と確保の方策」に「手話奉仕員養成研修事業」の記載がありません。他市の計画では記載があります。西尾市でも記載をご検討ください。	・原案に追加します。 当該事業は地域生活支援事業の市町村必須事業とされており、西尾市においても、市社会福祉協議会に委託して実施している身体障害者福祉センター事業の一環として、従来より実施しております。 今回のご意見を受け、「地域生活支援事業の見込量と確保の方策」の必須事業の項目に当該事業の記載を追加します。
２	レスパイトの充実について レスパイト施設の充実が切実と感じています。Ｐ８９に具体的な目標値の設定があるとよいと感じます。	・原案のとおりとします。 レスパイト施設の充実については、現状では施設の確保が困難であることから目標値の設定は困難であると思われます。レスパイト施設の充実も含め、レスパイト支援のあり方については、今後、関係機関と協議・検討していきたいと考えております。 なお、今回の障害福祉計画・障害児福祉計画における数値目標の設定については「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて設定しております。

3	医療的ケア児コーディネーターについて 医ケア児コーディネーターは、配置と共に人材育成の必要性を明記してほしい（P 61 P 89）医療の知識を持った人が、コーディネーターになることが望ましいと感じます。	・原案のとおりとします。 医療的ケア児等コーディネーターの人材育成として、愛知県が養成研修を実施しており、市は受講者の推薦をしております。市としては養成研修の修了者を医療的ケア児等コーディネーターと位置づけ、本市での個別ケース対応、地域の社会資源の開発等について協議・連携していきたいと考えております。
---	---	---

【その他質問】

No.	質 問	回 答
4	精神障害に対する重層的な連携による支援体制について P 86に、保健、医療及び福祉関係者による協議の場が、令和6年度から年6回開催されるとあるが、どのような場を想定しておられるのか、わかれば教えてほしい	地域自立支援協議会内に設置される地域支援部会及び権利擁護部会を想定しております。2部会の委員については、保健、医療及び福祉関係者から構成されております。